

京都市告示第190号

京都市久我の杜生涯学習プラザの指定管理者である京都市久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会から、京都市久我の杜生涯学習プラザ条例第4条の規定に基づき、供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年6月21日

京都市長 門川 大作

1 変更区分

使用区分のうち、夜間における供用時間

2 変更内容

(変更前) 午後6時～午後9時

(変更後) 午後5時～午後8時

3 変更期間

令和3年6月21日～同年7月11日

(都市計画局住宅室住宅政策課)